

# 東京農業大学禁止薬物使用等防止ガイドライン

## 1. はじめに

近年、若年層の禁止薬物の使用が大きな社会問題となっており、禁止薬物の使用情勢として、覚せい剤事犯の検挙者は減少傾向となっているが、大麻事犯、MDMA等の合成麻薬事犯については押収量が急増しており、大学生世代を中心に検挙者の低年齢化も進んでいる。

禁止薬物は、かつての密売人から直接入手する方法から、現在、携帯電話やインターネットを介した購入方法へと変化し、大学生にも安易に入手できることが懸念されている。

このような状況から、禁止薬物の使用が人体にどのような悪影響を及ぼすか、その反社会性を呼びかけ、禁止薬物の使用をさせない指導・教育が必要である。

加えて、禁止薬物使用している学生を学生同士で認識した時などに相談できる窓口の設置や相談方法を周知させる必要性が増大している。

## 2. 禁止薬物使用防止ガイドラインの目的

本来、大学は教育・研究の最高学府として位置づけられており、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、学生の健康な精神と肉体の成長に寄与するものであるが、禁止薬物使用や売買等の犯罪行為が、この大学本来の目的を達成するための障害になることは明白である。

禁止薬物使用等防止ガイドラインは、学生らの禁止薬物使用を徹底的に防止し、学生が心身ともに健全な状態を維持し、安心して学問を探究できる大学本来の役割を果たすことを目的とする。

## 3. 禁止薬物等使用根絶及び拒絶する規範意識の向上と支援

(1) 学内における禁止薬物使用等防止の指導・教育の充実・強化の徹底と薬物を拒絶する規範意識の向上に係る取組

学内における禁止薬物の有害性・危険性に関する指導、広報啓発、啓蒙活動等の禁止薬物使用防止及び環境整備ための取組は、以下のとおりとする。

- ① 新入生に対し、入学時のオリエンテーションで禁止薬物使用防止教育を実施する。
- ② 全学生に向け、学期中に年2回、長期休暇前の年2回、学生ポータルと学内掲示・放送を利用しての禁止薬物使用等の有害性・危険性及びその防止に係る最新情報などを周知する。
- ③ 警察等の関係機関と連携して、継続的な禁止薬物使用防止のための指導・教育に努め、必要に応じて禁止薬物使用防止教室を開催し、指導の充実を図る。

(2) 禁止薬物使用等についての相談窓口・相談体制の整備及びその周知

禁止薬物の早期発見・迅速な対応のためには、禁止薬物使用者及び売買者（以下「禁

止薬物使用者等」という。)、その家族及び友人の相談窓口の設置・相談体制の整備が重要であり、以下のような取組を講じる。

- ① 禁止薬物使用者等、その家族及び友人のための相談窓口を学内(各キャンパス)に設置し、周知して積極的な活用を図る。
- ② 学内相談窓口は、禁止薬物使用者等、その家族及び友人に対して、迅速な情報収集並びに初期対応をおこない、各キャンパス相談窓口間の連携強化を図り案件の早期解決に努める。
- ③ 禁止薬物使用者等、その家族及び友人より相談窓口にご相談があった場合、学内の各キャンパスの相談窓口間の情報共有とどまらず、学外の関係相談機関とも積極的に連携を図り案件の早期解決に努める。
- ④ 各キャンパスの相談窓口は、i) 世田谷キャンパスでは学生部学生課、健康サポートセンター及び学部事務室、ii) 厚木キャンパスでは農学部事務部学生教務課及び保健室、iii) 北海道オホーツクキャンパスでは生物産業学部事務部学生教務課及び保健室に設置する。

#### 4. 禁止薬物使用者(売買含む)等が発生した場合の対応

(1) 禁止薬物使用者等の発生を確認した場合の対応は、別紙1を参考にして以下のとおりとする。

- ① 警察や情報提供者から禁止薬物使用者等の情報が寄せられた場合、その情報は学生部学生課が迅速に精査する。
- ② 禁止薬物使用者等が認められた場合、直ちに学長等へ報告し、本学部門危機管理委員会委員長(学長)が部門危機管理委員会委員を招集し、危機動向を把握し、今後の対応について検討する。
- ③ 禁止薬物使用者等以外の学生等に危害が及ぶような場合、学生の安全を第一優先とし、直ちに最小限の情報を共有し安全を確保する。
- ④ 東京農業大学学生懲戒規程(以下「本規程」という。)に則り、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づき厳正に対処する。
- ⑤ 禁止薬物使用者等の確認が、本人、家族又は友人等からの通報である場合には、警察等関係機関に対して迅速かつ正確に把握した情報を報告し、指示を仰ぎ、随時経過報告と最終報告を行うこととする。
- ⑥ 禁止薬物使用者等の本人が警察に拘束された場合は、捜査終了後に本学部門危機管理委員会小委員会において、本規程(7条)に則り、迅速に事情聴取及び事実調査を行う。

(2) 情報の共有及び開示について

- ① 禁止薬物使用者本人の所属学部長・学科長等への情報共有は警察の捜査の妨害に

ならないよう配慮し、経過報告を迅速に行うこととする。

- ② 禁止薬物使用者本人の家族には、所属学部・学科あるいは所属組織が責任をもって連絡を取り、種々の対応を行う。
- ③ 禁止薬物使用者等が確認された場合の学生、保護者及び卒業生への情報開示については企画広報室が担当する。また、学生、保護者及び卒業生からの問合せについては、本法人総務・人事部総務課及び大学学生部学生課で対応する。
- ④ 学外への情報開示及び学外からの問合せについては、企画広報室長が窓口となり一括して統一的に対応する。
- ⑤ 開示する情報については、個人情報の保護に留意しつつ正確且つ、虚偽のない内容のものにする。

## 5. まとめ

大学として禁止薬物使用防止対策を講じることは言うまでもないが、禁止薬物使用等についての相談や悩みの受け皿も準備し周知することも重要である。

学内に禁止薬物使用者等が認められた場合、警察等の関係機関との情報共有・相談を密にした上で、初期段階で学内外への適切な情報を発信することが、在籍する学生及び家族、卒業生、地域住民の不安や不信を増長させないためにも重要となる。また、教育機関としての教育的配慮を重視し、状況の正確な把握、公正な判断のもと、組織として対策を講ずることも必要である。

令和6年1月5日 制定（部門危機管理委員会）

## ○本学学生に禁止薬物使用者等が認められた場合の学内での対応チャート

【本学学生に禁止薬物等使用者の情報があつた】

i) 世田谷キャンパス学生部学生課 ii) 厚木キャンパス学生教務課    iii) 北海道オホーツクキャンパス学生教務課
情報を精査し、本学学生に禁止薬物等使用者が確認された場合は、直ちに学長に報告



<b>学長</b>
学長が部門危機管理委員会招集



<b>部門危機管理委員会</b>
危機動向の把握、危機情報の収集及び今後の対応について検討（必要に応じて危機管理小委員会の設置）



<b>危機管理小委員会</b>
当該学生、関係者からの聴き取り及び捜査機関からの正確な情報収集を行い、現状を正確に把握



【東京農業大学学則第 34 条に抵触する行為と思われる場合】

\* 本学学生の懲戒手続きは、東京農業大学懲戒規程に則って行う。

<b>学生懲戒委員会</b>
学生所属の学部長等は学長の承諾を得て、調査委員会を設置することができる



<b>調査委員会</b>
事件等に係る案件については、危機管理小委員会と連携して現状を正確に把握



<b>学生懲戒委員会</b>
学生懲戒委員会での処分の決定



<b>学長</b>
学生懲戒委員会の処分をうけて、学生所属学部教授会等で処分の妥当性について意見を聞き懲戒処分を決定する